

附属機関等の概要

(1面)

1 名 称	宮崎県博物館協議会	
2 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	博物館法第20条(宮崎県博物館協議会条例)	
4 設 置 目 的	宮崎県総合博物館及び宮崎県立西都原考古博物館の円滑な運営を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与すること。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	宮崎県総合博物館及び宮崎県立西都原考古博物館の運営に関し、各館長の諮問に応ずるとともに、当該各館長に対して意見を述べること。	
6 会議の開催状況 (令和3年度)	① 開催期日 令和3年10月27日 ② 主な審議事項 宮崎県総合博物館及び西都原考古博物館の運営に関する協議	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input type="checkbox"/> 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 <input type="checkbox"/> 未定
	議事録又は議事概要等の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 宮崎県総合博物館 県庁ホームページへの掲載: <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
8 所管課(室)名	教育委員会 総合博物館 担当 赤崎 電 話: 内線 (直通)0985-24-2071	

